

柔道整復師の施術所の開設と届出

南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町に、施術所を開設した時は、小田原保健福祉事務所足柄上センターに届出が必要です。



開設届の提出（記入例1参照）

開設後10日以内にご提出ください。

問合せ先

小田原保健福祉事務所

足柄上センター 管理企画課

電話 0465-83-5111 内417

□ 必要書類等は、次のとおりです。

1 施術所開設届 1部

※ 写しが必要な場合は、コピーしてお持ちください。写しに収受印を押してお返しします。

2 業務に従事する施術者全員分のあはき師免許証の写し 及び 原本（原本照合のため）

3 施術者本人確認のため、身分証（運転免許証等）の提示（開設者が原本証明をした写し可）

4 施術所の平面図（又は開設届の裏面に記載）

・ベッド、各室の用途、寸法、面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置等を記載したもの

5 周辺図（最寄り駅等からの施術所までの案内図）

6 施術所の周囲図（敷地及び建物の配置がわかるもの）

7 法人開設の場合は、登記事項証明書の写し または 原本

※ 写しの場合、原本と照合しますので、原本をお持ちください。

※ 目的に施術所の運営が含まれていることが必要です。

□ 名称に関する制限があります。

医療法第3条（抜粋）

病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所
医院 その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

紛らわしい例 : はり科〇〇診療、〇〇診察室、〇〇療院、カイロ、整体 など

医療法第18条

医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

紛らわしい例 : 鍼灸医〇〇、中国鍼医〇〇

※ 柔道整復の施術所であることがわかる名称にしてください。

※ 近隣で、既に開設されている施術所の名称は避けてください。

□ 次の事項に適合することが必要です。※B、※C

○ 構造設備基準について

- 1 施術室は、6. 6平方メートル以上の専用の施術室として下さい。
- 2 待合室は、3. 3平方メートル以上として下さい。
- 3 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放する、又はこれに代わる換気装置を設置して下さい。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有するようにして下さい。
※ はりの施術所であって、使い捨てのディスポーザブル鍼を使用しない場合は、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置して下さい。
※ 使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行ってください。
- 5 施術所は、住居・店舗等と構造上独立していること（出入り口を別に設ける等明確に区画すること）。【指導基準】
- 6 施術室と待合室の区画は、固定壁等で上下左右完全に仕切られていること。【指導基準】
- 7 ベッドを2台以上設置する場合には、各々パーテーション、カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。【指導基準】

○ 衛生上の措置

- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 採光、照明及び換気を充分にすること。

□ あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の施術所を併設する場合、それぞれの開設届が必要です。

- 1 「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」の両方の免許所有者が、一人で両方の施術を行う場合は、施術を兼ねることができます。
- 2 2人以上で「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」を行う場合は、施術室は別々に必要です。待合室も別々に設けることが望ましいですが、十分なスペースがあれば共用も可能ですので、事前にご相談ください。（ただし開設者が同じ場合のみ）
- 3 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う場合の名称は、それぞれ別名称が望ましいです。

記入例 1

(表)

届出の日（開設後10日以内）を記入してください。

施 術 所 開 設 届

令和〇〇年×月△日
神奈川県小田原保健福祉事務所長 殿

郵便番号 250-0021
住 所 神奈川県足柄上郡開成町吉田島
〇〇番地
氏 名 足柄 太郎

開設者の
現住所

（ 法人にあつては主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

次のとおりあん摩マッサージ指圧師等の施術所を開設したので、届け出ます。

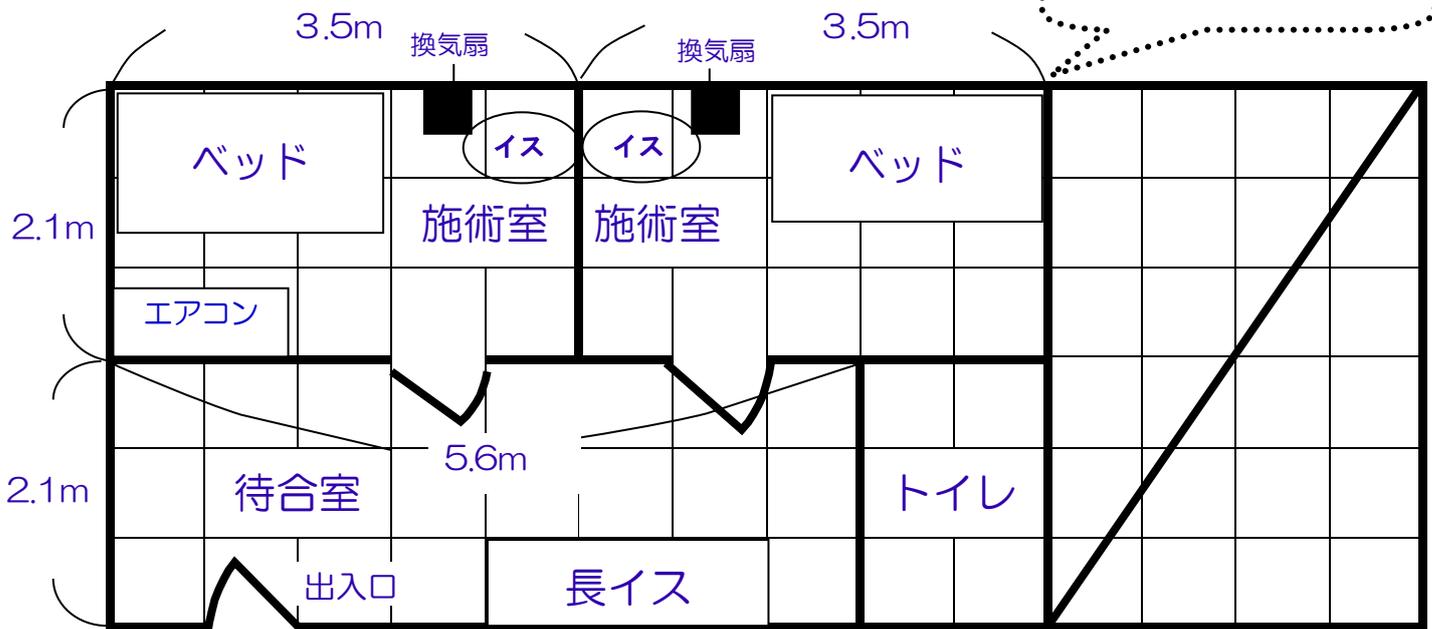
名 称	金太郎接骨院					
開 設 の 場 所	足柄上郡開成町吉田島〇〇番地	電 話	0465-**-****			
開 設 年 月 日	令和〇〇年×月△日					
業 務 に 従 事 す る 施 術 者	氏 名	従 事 年 月 日	免許証に記載された都道府県知事の 統轄する都道府県名	免許証 番 号	免 許 年 月 日	※ 確 認 欄
	中井 太郎	H27.4.1 H27.4.1 H27.4.1	神 奈 川 県	100001 100002 100003	H15.4.1 H15.4.1 H15.4.1	記 入 不 要
松田 花子	H27.4.1	国（厚生労働大臣） 発行の免許であれば 記入不要	010001	S60.4.1		
	施術者が多い場合等は 別紙でも可					
施 術 所 歴	平成17年10月 1日	足柄上郡大井町**番地にて「金次郎整骨院」開設				
	平成26年 3月31日	「金次郎整骨院」廃止				
	年 月 日	開設者がこれまでに届け出た開設・廃止の履歴につ いて記入してください。				
	年 月 日					

(裏)

施術所の構造設備の概要

施術室	ベッド1、イス1 ベッド1、イス1	面積	14.7㎡	※6.6㎡以上の 専用の施術室
待合室	長イス1	面積	11.76㎡	※3.3㎡以上
採光 換気装置	蛍光灯、窓 換気扇、エアコン	構造設備は、基準を 満たしていますか？		
消毒設備	アルコール、ディスポーザブル鍼	営業日時を記入		
その他	月～土 9時～12時、14時～19時 日・祝日休			

施術所の平面図



別添として図面を添付
しても可

- 備考 1 ※の欄には、記入しないでください。
2 施術所の平面図は、ます目を利用して記入してください。

関係法令

※A 柔道整復師法

第19条

施術所を開設した者は、開設後10日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

- 2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

※B 柔道整復師法

第20条

施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

- 2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

※C 柔道整復師法施行規則

(施術所の構造設備基準)

第18条

法第20条第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 6. 6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3. 3平方メートル以上の待合室を有すること。
- 3 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

(衛生上必要な措置)

第19条

法第20条第2項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 採光、照明及び換気を充分にすること。

広告について（柔整）

法律に定められた事項以外は、広告できません。（※D、※E 参照）

- 具体的な料金・症例・出身校・流派・適応症・技能・施術方法・経歴等を示すことは禁じられています。
- 看板・折込チラシ・雑誌・新聞・メディア広告・タウンページ等、不特定多数の方が目にするものが広告に該当します。なお、施術所内掲示、ホームページ等は広告に該当しません。

※D 柔道整復師法

第24条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項

[厚生労働大臣が指定する事項]（厚生省告示）

- 1 ほねつぎ（又は接骨）
- 2 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 3 予約に基づく施術の実施
- 4 休日又は夜間における施術の実施
- 5 出張による施術の実施
- 6 駐車設備に関する事項



※E 柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項について（平成11年3月29日付健政第347号 抜粋）

第2 広告することができる事項

1 第1号関係

広告中にこれらの用語を用いても差し支えないものであること。

2 第2号関係

新告示第2号に規定する「医療保険療養費支給申請ができる旨」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第44条の2等の規定に基づき被保険者等が柔道整復の施術を受けた場合に、保険者の判断により支給が決定される療養費の支給申請を行い得るという趣旨であり、全ての支給申請に対して療養費の支給が認められる等の誤解が生じないような表現とすること。さらに、療養費の支給に当たっては、応急手当を除く骨折・脱臼の施術については医師の同意が必要である旨を必ず明示すること。

3 第3号関係

新告示第3号に規定する事項については、例えば「平日〇〇時～〇〇時予約受付」など、予約受付時間を併せて示して差し支えなく、また、予約を受け付ける電話番号を併せて示しても差し支えないものであること。

4 第4号関係

新告示第4号に規定する事項については、休日若しくは夜間における施術の受付又は問い合わせの電話番号を併せて示しても差し支えないものであること。

5 第5号関係

新告示第5号に規定する事項については、「訪問施術の実施」等の表現も差し支えないものであること。

6 新6号関係

新告示第6号に規定する「駐車設備に関する事項」とは、駐車設備の有無、駐車施設の位置、収容可能台数及び利用に当たって料金を徴収している場合には当該駐車料金を意味するものであること。

第3 その他

新告示により、柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項が大幅に拡大されたところであるが、これら以外の事項を広告している場合又はその内容が施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたっている場合には、今後とも厳正に対処されたいこと。